

# 青森県消費生活情報ネットワーク運営要領

## (趣旨)

第1条 事業者と消費者間の情報や知識などの格差の是正と、職域における消費者教育の推進に向け、消費生活に関する情報が、県内の事業者や団体等と消費者や行政との間で相互に流通することを目指して県が構築する、消費生活情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 事業者     | 県内に所在する事業者（県外に本店等を有する事業者であって、県内に事業所を設置している者を含む。）をいう。                             |
| (2) 団体等     | 県内に所在する、事業者等が組織する団体（県外に本部等を有する団体であって、県内に支部等を設置している者を含む。）又は消費生活に關係する団体・機関等をいう。    |
| (3) 従業員等    | 事業者の従業員又は団体等の構成員をいう。   |
| (4) 参加事業者等  | 事業者又は団体等のうち、ネットワークの趣旨に賛同し、参加を申し出て承認されたものをいう。                                     |
| (5) 県センター   | 青森県消費生活センターをいう。  |
| (6) 情報提供サイト | 参加事業者等間相互の情報交換又は一般消費者に対する情報発信のため、県センターのWEBサイト内に設置する、参加事業者等が自らの情報を発信できるWEBページをいう。 |

## (活動内容)

第3条 参加事業者等は、各自の可能な範囲で次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 他の参加事業者等又は一般消費者などに対する、参加事業者等が保有する消費生活に有用な情報の提供
- (2) 従業員等への社内教育等の一環としての消費生活情報の提供
- (3) その他、顧客等に対する消費生活相談窓口の紹介など、消費生活の安定と向上に資する活動

## (基準)

第4条 ネットワークへの参加の承認は、次の各号に掲げる基準により審査し、行う。

- (1) 申請する者の基準
  - 次のいずれにも該当すること。
    - ア 第2条各号に定める事業者又は団体等、その他参加が適当であると県センター所長（以下「所長」という。）が認める者であること
    - イ ネットワークの趣旨を理解し、これに合致すると認められる者であること
- (2) その他
  - 次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 県又は県センターの信用若しくはイメージを損なうおそれがあること
    - イ その他所長が不適当と認めること

#### (参加申請方法)

第5条 ネットワークへの参加を希望する者は、県センターに参加申請書（第1号様式又は同様の内容を記載した書面をいう。以下「申請書」という。）を提出し、所長に申請するものとする。

2 所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、参加を承認する場合は、参加承認通知書（第2号様式）、また、参加を承認しない場合にあってはその理由を付して、参加不承認通知書（第3号様式）により通知する。

#### (参加期間)

第6条 参加事業者等に係るネットワークへの参加期間は、前条第2項の規定により承認した日の属する年度の末日までとする。ただし、期間が満了する日までに参加事業者等から申出がない限り、翌年度も更新するものとする。

#### (変更届)

第7条 参加事業者等は、第5条第1項の規定により提出した参加申請書の情報（以下「参加事業者等情報」という。）に変更が生じたときは、速やかに参加事業者等変更届（第4号様式）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の届を受理した場合は、その内容を確認し、参加事業者等情報を更新する。

#### (脱退届)

第8条 参加事業者等は、解散その他の事由により第2条に掲げる活動を行わないこととしたときは、速やかに脱退届（第5号様式）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の届を受理した場合は、直ちに当該参加事業者等に係る参加事業者等情報を抹消しなければならない。

#### (参加承認の取消)

第9条 所長は、参加事業者等が次のいずれかに該当すると認めたときは、参加承認を取り消すことができる。

- (1) 参加事業者等としての活動が3年以上継続して行われていないとき
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) その他ネットワークの趣旨に反すると認められる行為が確認された場合であって、所長が参加承認を取り消す必要があると認めたとき

2 所長は、参加承認を取り消したときは、直ちに参加承認取消通知書（第6号様式）により当該参加事業者等に通知するとともに、同参加事業者等に係る参加事業者等情報を抹消しなければならない。

(県センターの役割)

第10条 県センターは、参加事業者等に対し次の支援を行う。

- (1) 他の参加事業者等又は一般消費者などに対する、参加事業者等が保有する消費生活に有用な情報の提供
- (2) 電子メール等による従業員等やその家族向けの消費生活情報の提供
- (3) 上記の手段としての情報提供サイトの設置及び管理運営

(個人情報等の取扱い)

第11条 県センターは、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に定めるところにより、参加事業者等から取得した個人情報を適正に管理するとともに、参加事業者等に係る事業者情報を適正に管理する。

(情報提供サイトによる情報提供)

第12条 参加事業者等が情報提供サイトに提供した情報の公開は、提供した参加事業者等が希望しない限り、参加事業者等の間に限定するものとする。

- 2 参加事業者等が提供した情報について、一般消費者への公開を希望するときは、記事作成の際にその旨を県センターに通知するものとする。
- 3 県センターは、参加事業者等から前項の規定による希望があったときは、当該希望のあった情報の内容を確認の上、一般消費者への公開の可否について判断することとし、必要な場合には情報の修正を依頼する。
- 4 参加事業者等は、情報提供サイトの記載に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）を、青森県に譲渡するものとする。

(情報提供サイトの管理)

第13条 県センターは、情報提供サイトへのアクセス権を制限するため、参加事業者等ごとに個別のログインID及びパスワードを設定し、参加事業者等に交付する。

- 2 県センターは、第8条第1項の規定による脱退届を受理したとき、又は第9条第1項の規定により参加承認を取り消したときは、直ちに当該参加事業者等に係る情報提供サイトログインID及びパスワードの登録を抹消しなければならない。
- 3 参加事業者等は、交付されたログインID及びパスワードを適切に管理するとともに、外部への漏えい又は紛失等があったときは、速やかに県センターに通知するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、ネットワークに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月8日から施行する。